

三重県 まん延防止等重点措置

令和4年1月21日(金)から2月13日(日)

実施区域 三重県全域

重点措置区域 12市12町（7保健所管内）

桑名市・いなべ市・木曽岬町・東員町・四日市市
菰野町・朝日町・川越町・鈴鹿市・亀山市・津市
松阪市・多気町・明和町・大台町・伊勢市
鳥羽市・志摩市・玉城町・南伊勢町・度会町
大紀町・名張市・伊賀市

重点措置区域における 飲食店の営業時間短縮要請等

あんしん みえリア
非認証店

- 時短要請20時まで
- 酒類の提供禁止

あんしん みえリア
認証店

- 時短要請21時まで
(酒類提供可能)

どちらかを選択

- 時短要請20時まで
- 酒類の提供禁止

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請)

※感染状況に鑑み、ワクチン・検査パッケージ、全員検査による人数制限の緩和は行わない

会食の際は、「マスク会食」、「黙食」の徹底を

三重県まん延防止等重点措置(1/21~2/13)

<第5波の経験から...>

対策を徹底しピークを低く

感染防止対策
徹底・強化

マスク会食・黙食
徹底

(時短要請など)

約
1
週間

発症者数
ピーク

約
1
週間

感染者数
(公表)
ピーク

約
1
週間

重症者数
ピーク

約3週間

基本的な感染防止対策を継続

マスク着用・換気・手指消毒・手洗い等

三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）

対象期間

令和4年1月21日（金）から2月13日（日）まで

※準備期間として令和4年1月24日（月）までの時短営業開始であれば支給対象

支給金額

【中小企業】

あんしん みえリア 非認証店

●20時まで かつ 酒類提供なし
売上高に応じて
3万円～10万円/日

あんしん みえリア 認証店

●21時まで（酒類提供可能）
売上高に応じて 2.5万円～7.5万円/日

●20時まで かつ 酒類提供なし
売上高に応じて 3万円～10万円/日

【大企業】 1日あたり売上高減少額×0.4（上限あり） ※中小企業も、この方式を選択可

相談窓口

電話番号：059-224-2335（9:00～17:00 ※土日祝除く）

事業者の皆様へ

○地域や業務の特性をふまえ

在宅勤務（テレワーク）の活用等による

出勤者の削減を

時差出勤等による接触機会の低減を

感染者急増、療養者等増加

○事業活動が低下しないよう

事業継続計画等を活用した対応を

○初回接種（1回目、2回目）で職域接種を実施

⇒ **追加接種**についても**職域接種**の活用の検討を

イベントの開催について

【感染防止安全計画を策定する場合（参加人数が5000人超）】

(ア) (イ)の小さい方を限度

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限
<u>20,000人</u>	100%以内（大声なしが前提） 収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

【上記以外の場合】(ア) (イ)の小さい方を限度

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限	
<u>5,000人</u>	大声なしのイベント 100%以内 収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保	大声ありのイベント 50%以内 収容定員がない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保

※感染状況に鑑み、ワクチン・検査パッケージ、全員検査による人数制限の緩和は行わない